

令和 7 年 3 月

議 案

珠 洲 市

議 案 目 次

議案第 1 1 号	令和 7 年度珠洲市一般会計予算	
議案第 1 2 号	令和 7 年度珠洲市国民健康保険特別会計予算	
議案第 1 3 号	令和 7 年度珠洲市介護保険特別会計予算	
議案第 1 4 号	令和 7 年度珠洲市後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 1 5 号	令和 7 年度珠洲市賃貸住宅事業特別会計予算	
議案第 1 6 号	令和 7 年度珠洲市病院事業会計予算	
議案第 1 7 号	令和 7 年度珠洲市水道事業会計予算	
議案第 1 8 号	令和 7 年度珠洲市下水道事業会計予算	
議案第 1 9 号	令和 6 年度珠洲市一般会計補正予算（第 1 0 号）	
議案第 2 0 号	令和 6 年度珠洲市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）	
議案第 2 1 号	令和 6 年度珠洲市病院事業会計補正予算（第 5 号）	
議案第 2 2 号	令和 6 年度珠洲市水道事業会計補正予算（第 5 号）	
議案第 2 3 号	令和 6 年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第 6 号）	
議案第 2 4 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業 等に関する条例の一部を改正する条例について	----- 1

議案第 2 5 号	珠洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	-----	4
議案第 2 6 号	珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	-----	6
議案第 2 7 号	珠洲市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び珠洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	-----	7
議案第 2 8 号	珠洲市立公民館設置条例の一部を改正する条例について	-----	1 0
議案第 2 9 号	珠洲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	-----	1 1
議案第 3 0 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について	-----	1 4
議案第 3 1 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	-----	1 6
議案第 3 2 号	珠洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例及び珠洲市税条例の一部を改正する条例について	-----	1 8
議案第 3 3 号	指定管理者の指定について	[滞在交流施設日置]	----- 2 0
議案第 3 4 号	指定管理者の指定について	[狼煙地区農山漁村活性化施設]	----- 2 1
議案第 3 5 号	指定管理者の指定について	[珠洲市自然休養村センター]	----- 2 2
議案第 3 6 号	指定管理者の指定について	[珠洲鉢ヶ崎健康運動広場、珠洲市鉢ヶ崎リゾート施設]	----- 2 3
議案第 3 7 号	指定管理者の指定について	[国民宿舎能登路荘、見付レストハウス、見付更衣施設]	----- 2 4

議案第 3 8 号	指定管理者の指定について	[珠洲市揚浜塩田施設]	-----	2 5
議案第 3 9 号	公有水面埋立てについて		-----	2 6

議案第 24 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年珠洲市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に、「第 10 条」を「第 7 条」に改め、同条第 3 項中「当該請求した」を「当該請求をした」に、「23 時間 15 分」を「24 時間」に、「145 時間 20 分」を「150 時間」に改め、同条第 4 項中「第 1 項及び前項」を「前 3 項」に改め、「) が」の次に「、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第 2 項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、」を、「介護」と、」の次に「第 1 項中」を加え、「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「第 2 項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第 15 条第 1 項中「定める者」の次に「(第 15 条の 3 第 1 項において「配偶者等」という。)」を加える。

第 15 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第 15 条の 3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に

至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年珠洲市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第2号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第20条第1項中「承認は、」の次に「勤務時間条例第7条第1項に規定する」を、「（非常勤職員）」の次に「（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、「育児時間と」を「「育児時間」と」に、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例」に改め、「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条第3項中「ついては」の次に「、1日につき」を、「勤務時間」の次に「から5時間45分を減じた時間」を、「範囲内で」の次に「（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案理由

職員の仕事と生活の両立支援を拡充するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に基づき、所要となる規定を改正するもの。

議案第 25 号

珠洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

珠洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

珠洲市国民健康保険税条例（昭和 29 年珠洲市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「58 万円」を「63 万円」に改め、同条第 3 項中「17 万円」を「20 万円」に改め、同条第 4 項中「16 万円」を「17 万円」に改める。

第 3 条第 1 項中「100 分の 5」を「100 分の 7」に改める。

第 5 条中「18, 500 円」を「23, 500 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「16, 300 円」を「21, 300 円」に改め、同条第 2 号中「8, 150 円」を「10, 650 円」に改め、同条第 3 号中「12, 225 円」を「15, 975 円」に改める。

第 21 条第 1 項中「58 万円」を「63 万円」に、「17 万円」を「20 万円」に、「16 万円」を「17 万円」に改め、同項第 1 号中「12, 950 円」を「16, 450 円」に、「11, 410 円」を「14, 910 円」に、「5, 705 円」を「7, 455 円」に、「8, 558 円」を「11, 183 円」に改め、同項第 2 号中「9, 250 円」を「11, 750 円」に、「8, 150 円」を「10, 650 円」に、「4, 075 円」を「5, 325 円」に、「6, 113 円」を「7, 988 円」に改め、同項第 3 号中「3, 700 円」を「4, 700 円」に、「3, 260 円」を「4, 260 円」に、「1, 630 円」を「2, 130 円」に、「2, 445 円」を「3, 195 円」に改め、同条第 2 項第 1 号中「2, 775 円」を「3, 525 円」に、「4, 625 円」を「5, 875 円」に、「7, 400 円」を「9, 400 円」に、「9, 250 円」を「11, 750 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の珠洲市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由 国民健康保険の安定的な運営に資するため、保険税率及び課税限度額について、所要となる規定を改正するもの。

議案第 26 号

珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

珠洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年珠洲市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、
所要となる規定を改正するもの。

議案第 27 号

珠洲市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び珠洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

珠洲市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び珠洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例及び珠洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(珠洲市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 珠洲市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例（平成 26 年珠洲市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「次条」の次に「第 1 項」を、「により、」及び「導き、」の次に「介護保険の」を加える。

第 3 条の見出し中「職員等」を「職員」に改め、「基準」の次に「及び当該職員の員数」を加え、同条第 1 項中「一つ」を「一」に、「職員の員数」を「職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年

厚生省令第36号。第3号において「省令」という。)第140条の66条第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)が第一号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)にすることができる。次項において同じ。)」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1人

第3条第2項の表以外の部分中「前項」を「第1項」に、「一つ」を「一」に、「場合は」を「場合には」に、「の人員配置基準は、」を「に置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる」に、「次の表」を「同表の右欄」に、「とおりとする」を「とることによることができる」に改め、同項の表中人員配置基準の欄を次のように改める。

地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人
第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

第3条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第一号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(適切、公正かつ中立な運営の確保)

第4条 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(珠洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 珠洲市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年珠洲市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第1号中「第140条の6第1号ロ（2）」を「第140条の6第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 介護保険法施行規則及び指定介護支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 28 号

珠洲市立公民館設置条例の一部を改正する条例について

珠洲市立公民館設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市立公民館設置条例の一部を改正する条例

珠洲市立公民館設置条例（平成 25 年珠洲市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「上戸町寺社 2 字 5 7 番地の 1」を「上戸町寺社い字 8 7 番地」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 珠洲市立上戸公民館の移転に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 29 号

珠洲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

珠洲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

珠洲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 24 年珠洲市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- （1） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （2） 学校教育法による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （3） 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- （4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修め

て卒業した後、３年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (7) ５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (8) 第１号又は第２号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の卒業生にあつては１年以上、第２号の卒業生にあつては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - (9) 外国の学校において、第１号から第６号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - (10) 技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
 - (11) 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であつて、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- （水道技術管理者の資格）

第４条 法第１９条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第１号に規定する学校を卒業した者については１年６月以上、同条第３号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については２年６月以上、同条第５号に規定する学校を卒業した者については３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大

学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由 水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正により、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたため、所要となる規定を改正するもの。

議案第 30 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部
を改正する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改
正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部
を改正する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和 5 年
珠洲市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の前に次の章名を付する。

第 1 章 関係条例の一部改正

第 6 条の次に次の 1 章を加える。

第 2 章 経過措置

第 1 節 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 7 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によ
ることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規
定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑
法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」と
いう。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項に
おいて「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期
のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下
「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第 1
6 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲
役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は

長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第8条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2節 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号。以下「整理等法」という。）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（珠洲市職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の珠洲市職員退職手当条例第17条第1項及び第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第21条第4項並びに珠洲市職員退職手当条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3節 その他

（経過措置の規則への委任）

第11条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附則中「刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)」を「刑法等一部改正法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理に関する条例において経過措置を定めるため、所要となる規定を改正するもの。

議案第 31 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(珠洲市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 珠洲市監査委員条例の一部を改正する条例（昭和 39 年珠洲市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(珠洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 珠洲市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（昭和 41 年珠洲市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(珠洲市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 珠洲市病院事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和 62 年珠洲市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案理由 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 32 号

珠洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び珠洲市税条例の一部を改正する条例について

珠洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び珠洲市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

珠洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び珠洲市税条例の一部を改正する条例

(珠洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第 1 条 珠洲市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年珠洲市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 3 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改める。

(珠洲市税条例の一部改正)

第 2 条 珠洲市税条例（昭和 58 年珠洲市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 9 項中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 71 条第 1 項第 1 号中「同条第 15 項」を「同条第 16 項」に改める。

第 96 条第 2 項第 2 号及び第 138 条の 2 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 15 項」を「第 2 条第 16 項」に改める。

第 146 条第 1 項第 1 号及び附則第 18 条の 3 第 1 号中「同条第 15 項」を「同

条第 16 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要となる規定を改正するもの。

議案第 33 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 滞在交流施設日置
- 2 指定管理者となる団体の名称 日置ハウス運営委員会
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市折戸町ヌ部 8 番地
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 滞在交流施設日置の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 34 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 狼煙地区農山漁村活性化施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社のろし
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市狼煙町テ部 11 番地
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 狼煙地区農山漁村活性化施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 35 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 珠洲市自然休養村センター
- 2 指定管理者となる団体の名称 自然休養村センター管理会
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市馬縹町 17 字 30 番地
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 珠洲市自然休養村センターの管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 36 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 (1) 珠洲鉢ヶ崎健康運動広場
 (2) 珠洲市鉢ヶ崎リゾート施設
 (鉢ヶ崎ケビン)
 (鉢ヶ崎メインバスハウス)
 (鉢ヶ崎オートキャンプ場)
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人鉢ヶ崎リゾート振興協会
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市蛸島町 1 部 1 番地
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 珠洲鉢ヶ崎健康運動広場及び珠洲市鉢ヶ崎リゾート施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 37 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 （1）国民宿舎能登路荘
 （2）見付レストハウス
 （3）見付更衣施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社のとじ荘
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市宝立町鵜飼 1 字 30 番地の 1
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 国民宿舎能登路荘及び見付レストハウス並びに見付更衣施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 38 号

指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 珠洲市揚浜塩田施設
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社 奥能登塩田村
- 3 指定管理者となる団体の住所 珠洲市清水町 1 の部 58 番地 1
- 4 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

提案理由 珠洲市揚浜塩田施設の管理運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するもの。

議案第 39 号

公有水面埋立てについて

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり石川県知事から諮問があったので、異議のない旨答申することについて、同条第 4 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 4 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

1 出願者の名称

石川県

2 埋立区域

石川県珠洲市飯田町 1 丁目 5 番、7 番、1 番 1、1 番 7 及び 1 番 14 の地先
公有水面

3 埋立面積

19,688.55 平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地